

# 高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1024(54-17)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ kosityoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます



QRコード

## インボイス学習、対話・訪問を力に仲間増やしを

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

10/2 現在	大 拡					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	0	0	2	0	0	0
南国	2	0	2	0	0	1
高知	4	0	2	0	0	3
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎	1	0	0	0	0	1
中村	1	1	0	0	0	0
計	8	1	6	0	0	5

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)



**高知** 1週間で読者4人拡大  
 神田支部の元会員は税務調査を受け、支部役員に相談していましたが、その中で、「商工新聞や民商ニュースにはコロナの給付金のことなど、役立つことがいろいろ載っているの購読したい」と読者に。インボイス学習会に参加していた会員が、「息子がハウスクリーニングの事業を始めた。インボイスが関係してくるので商工新聞をとらせませう」と拡大に。

### 須崎 新規開業者が読者に

菓子作りを始めた方が、記帳や申告のことがわからないと悩んでいたところ、出荷先の会員から「民商に相談してみたら」と紹介され、来局。手書きのきちんとした記帳をしていただきますが、「パソコンでできたら楽だと思いが、簿記の知識はないし・・・」。「エクセルの簡単記帳」があるので、それを使ってみませんか。事務局がサポートします」と、お勧めしました。「月の売上が数万円なので会費はしん

### インボイス 商工会議所、JAを訪問

高商連・東谷会長、入江事務局長が懇談

9月30日、会長と事務局長は、「インボイス制度実施にあたっての情報交換をしよう」と高知商工会議所、JA高知県営農販売事業本部を訪問。会議所では、インボイス制度の説明会を担当している職員が対応。「最近になって関心が高まってきて、1会場30人の定員を上回る申し込みがあり、会場を変更し70人に定員を増やしている」、懇談については、担当職員との日程調整をしていくことに。

JAでは、アポなしの訪問にもかかわらず山本部長が対応してくれました。同本部は農産物直販所を管轄しており、直販所はJA直営とそうではない形態があり、インボイスへの対応は直販所が決めることになっているとのこと。部長は「どう対応するか私たちも直販所も悩んでいます。出品者に課税事業者になってとは言えない。組合員には小規模農家が多いので、大きな打撃になる状況ではありません。このまま実施すれば、農家も現場も混乱すると思います」と語ります。

「民商はインボイス制度に反対しています」と署名用紙を渡すと、「中止してもらいたい」と受け取ってくれました。

### いの町の生活再建・伴走型の

#### 滞納整理の取組み⑥

7 本町における事例紹介(県連編集)

(1)税金・水道料滞納者Aさんのケース  
 社会福祉協議会より、ひきこもりっぽい人がいるとのことと相談。

Aさんは、税滞納及び水道料を滞納。民生委員の方によると、現在仕事をしないようだとのこと。

国保は無資格で病院にも行けない状況。糖尿病等で受診履歴があり、早急な対応が必要との判断。

何回か訪問するうちに、会うことができ、体調が悪く、食事も取れないことから、社会福祉協議会を通じてフードバンクを利用し、その後生活保護へと繋がり、現在は自転車でハローワークへ行き求職中。

(2)税金滞納者Bさんのケース  
 当課が税金徴収のため督促・催告を行っても一向に反応がないため自宅訪問。生活状況を聞き取り早急な支援が必要と判断したため、包括支援センター職員と再度自宅訪問したところ、無職で食事も取れておら

ず、車もガソリン代がなく移動手段もない状態。早速当面の生活維持のため社会福祉協議会を通じてフードバンクを利用。その後、生活保護受給へと繋がり、生活改善につながった。

(3)税金滞納者Cさんのケース  
 当課による訪問により聞き取りを行うと、現在手が動かない状況にあり、就労が困難になったとのことであった。

民生委員や地元との交流がなく、親戚とも音信不通。  
 今後の生活を考えると直ちに支援が必要であると考へ、当町は県福祉課へ現況を説明し、当課よりCさんに生活保護受給申請を促し、直ちに申請することとなった。

後日、ほけん福祉課より当課に対し、生活保護受給となった旨の連絡があり、生活改善へとつながった。

(4)税金滞納者Dさんのケース  
 住所はいの町にあるが、近所の方によると、見かけたことがないとの事であった。これまでも何度か訪問していたが常に不在の状況であった。

国税徴収法142条による家宅捜索を行う場合には、不在であっても所有者の許可を必要とせず立ち入ることができることから、鍵屋さんを連れて立ち入り調査を行った。

本町でこのような立ち入り調査を行うのは、数年に一度あるかないかであるが、その目的とするところは居宅内で体調の異変等で動けなくなっている可能性がある等、あくまで人命救助の観点から行っているものである。

このような立ち入り調査ができるのは①税金の滞納があること、②職員が徴税吏員の資格を有する者であること、以上の要件を必要とする。したがって、税金の滞納がない方の場合に上記のような事例が発生した場合には警察への通報により解決していくこととなる。